

◆学校感染症と出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

	病名 (潜伏期間)	出席停止の基準
第一種	感染症予防法に規定される1類・2類感染症 (結核をのぞく) エボラ出血熱、ペストなど	治癒するまで
第二種 学校で流行しやすい飛沫感染をする感染症	インフルエンザ (1~4日)	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹【はしか】 (7~18日)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】 (12~25日)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹 (14~23日)	発疹が消失するまで
	水痘【みずぼうそう】 (14~16日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (2~14日)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる

◆インフルエンザによる出席停止期間早見表

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

 発熱中

 解熱

 登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間								
3日間								
4日間								
5日間								

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。